

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第8回

家事調停・人事訴訟



園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第6室 簡易裁判所判事

家庭裁判所で行われること

裁判所の種類として、簡易裁判所、地方裁判所のほかに、家庭裁判所という機関があります。裁判所の扱うことについて規定している裁判所法は1947(昭和22)年に施行されましたが、家庭裁判所は、家庭の平和の維持や少年の健全な育成を図るために、1949(昭和24)年に設立されました。

家庭裁判所は、少年に関わる事件を除くと、①家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停をする権限と②人事訴訟法で定める人事訴訟の第1審の裁判をする権限があります(裁判所法31条の3第1項1号・2号)。なお、②の人事訴訟事件は、2003(平成15)年の人事訴訟法の制定(2004[平成16]年4月1日施行)により、家庭裁判所が取り扱うこととなったものです。

ここでは、「家事調停」と「人事訴訟」について説明をします。

家事調停

家事調停の対象

家事調停の対象となる事件は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件(家事事件手続法[以下、家事法]別表第1の掲げる事件を除く)とされています(家事事件手続法244条)。

離婚の訴えは人事訴訟事件であり、「遺産分割」は家事法別表第2に掲げる事項(別表第2・12項)ですから、これらについては家事調停の手続をとることができます。

これに対し、「後見開始」は同法別表第1に掲げる事項(別表第1・1項)であり、「相続放棄の申述の受理」も同法別表第1に掲げる事項(別表第1・95項)ですから、これらについては家事調停の手続をとることはできません。

家事調停と人事訴訟の関係

人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件(家事法別表第1の掲げる事件を除く)について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならないとされ(家事法257条1項)(調停前置主義)、人事に関する訴訟事件等について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、原則として、職権で、事件を家事調停に付さなければならないとされています(家事法257条2項)。

そして、調停を行うことができる人事に関する訴訟事件等について訴訟又は審判が継続している場合には、裁判所は、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができるかとされています(家事法274条1項)。

調停機関

家事調停は、調停委員会で行うのが原則ですが、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うこともできます(家事法247条1項)。ただ、当事者の申立てがあるときは、調停委員会で調停を行わなければなりません(家事法247条2項)。調停委員会は、裁判官1人、家事調停員2人以上で組織されます(家事法248条1項)。

家事調停事件の管轄

家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

家庭裁判所の管轄に属するとされており、基本的に、申立人が相手方のもとに出向いて、家事調停事件を行うこととなります。家事調停事件については、当事者が合意で定める家庭裁判所にも管轄権が認められています(家事法245条1項)。

家事調停の手続

家事調停の申立ては、申立書を家庭裁判所に提出しなければなりません(家事法255条)。家庭裁判所は、原則として、申立書の写しを相手方に送付しなければなりません(家事法256条)。

民事訴訟においては、未成年者や成年被後見人は、親権者や後見人等の法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができないとされ(民事訴訟法31条)、家事事件においても、手続行為能力について同様に考えられます(家事法17条1項)。ただ、離婚の訴え等の人事訴訟法2条に規定する人事に関する訴えについては、本人の意思を尊重する必要があることから、意思能力を有する成年被後見人等が法定代理人等によらず手続上の行為をすることができます(家事法252条)。

調停の成立

家事調停手続において、当事者間の話し合いにより合意が成立し、それが調書に記載されたときは、調停が成立し、その記載は確定判決又は確定した審判と同一の効力を有することになります(家事法268条1項)。調停調書は、具体的な給付義務を規定していれば、強制執行をすることができる執行力を有することになります(民事執行法22条7号)。

人事訴訟

人事訴訟とは

人事訴訟とは、①婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え、②ちやくしやう嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取

消しの訴え、民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え、③養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え、その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟をいいます(人事訴訟法[以下、人訴法]2条)。

人事訴訟の管轄

人事に関する訴えは、当事者が普通裁判籍(民事訴訟法4条)を有する地又はその死亡の時に普通裁判籍を有していた地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属することとなります(人訴法4条1項)。

人事に関する訴えにおいては、併合請求における管轄(人訴法5条)、遅滞を避ける等のための移送(人訴法7条)、関連請求に係る訴訟の移送(人訴法8条)等も認められています。

人事訴訟の手続

人事訴訟の手続は、人事訴訟法及び人事訴訟規則に規定がないものについては、民事訴訟法の規定によることとなります(人訴法1条)。

人事訴訟において、民事訴訟と異なる点として、次の点があります。

1. 参与員の制度

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員(家庭裁判所が、人事訴訟事件等の裁判の際、国民の考えや意見等を反映させるために、それらの事件に関与させることができる民間人)を審理や和解の試みに立ち会わせて事件について意見を聴くことができます(人訴法9条)。

2. 訴訟能力の特例

人事訴訟では、本人の意思を特に尊重すべきであるという要請があると解され、民事訴訟と異なり、未成年者、成年被後見人等は、意思能力がある限り、単独で訴訟行為をすることができますとされ(人訴法13条1項)、そのうえで、裁判長が弁護士をその訴訟代理人に選任することが



できるとされています(人訴法13条2項)。

ただ、成年後見人は、職務上の当事者として、成年被後見人のために訴訟担当者となることができます(人訴法14条1項)。

3. 民事訴訟との併合

人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求は、1つの訴えでできるとされています(人訴法17条1項)。例えば、離婚の訴えは、人事訴訟として職権探知主義によるなど、通常の民事訴訟と異なる部分がありますが、便宜のため、離婚の訴えに離婚原因によって生じた損害賠償の請求を併合することが認められることになります。

4. 職権探知主義

民事訴訟については、訴訟資料の提出については当事者の権能と責任とする弁論主義が適用されています(本連載第2回参照*)が、人事訴訟については、弁論主義の根拠となる私的自治の原則が妥当せず、判決の効力も第三者に及ぶため、弁論主義が適用されないことになります。

具体的には、裁判所は、①当事者が主張しない事実を認定することができ(人訴法20条前段)、②当事者間に争いのない事実と反する事実を認定することもでき(人訴法19条1項)、③当事者が証拠を提出していないものについても職権で証拠調べをすることができます(人訴法20条前段)。ただ、相手方の手続保障のため、①の場合の事実及び③の場合の証拠調べの結果については、当事者の意見を聴かなければならないとされています(人訴法20条後段)。

5. 当事者尋問等における公開停止

人事訴訟においては、当事者尋問や証人尋問により、当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であって、自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合において、陳述すると社会生活上著しい支障を生ずることが明らかで

あるため十分な陳述ができず、かつ、他の証拠のみでは適正な裁判ができないと認められるときは、裁判官の全員一致により、その尋問を公開しないで行うことができるとされています(人訴法22条)。

人事訴訟における判決

人事訴訟の確定判決は、第三者に対しても効力を有することになります(人訴法24条1項)。

そして、人事訴訟の判決が確定した後は、原告であった者は、その訴訟で請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて、同一の身分関係について人事に関する訴えを提起することはできないとされています(人訴法25条1項)。また、被告であった者が、反訴の提起により主張することができた事実に基づいて、同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することもできないとされています(人訴法25条2項)。

人事訴訟の判決における附帯の処分

婚姻取消訴訟や離婚訴訟の場合、併せて、親権者の指定や養育費の請求、財産分与の請求などの申立てがされることがあり、この場合、裁判所は、認容判決において、それらについても裁判をしなければなりません(人訴法32条)。

その際には、裁判所は、事実の調査をすることができます(人訴法33条)、家庭裁判所調査官による事実の調査を活用できるとされています(人訴法34条)。

人事訴訟における和解等

人事訴訟では、弁論主義が認められておらず、一定の法律関係を確定するような訴訟の処分を当事者に許すことができず、訴えの取下げは可能ですが、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾は認められないとされています(人訴法19条2項)。ただ、離婚訴訟と離縁訴訟については、協議離婚、協議離縁が認められているため、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾をすることが許されます(人訴法37条1項・46条)。

* ウェブ版「国民生活」2024年10月号19ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202410_06.pdf